

## 新田東部地域包括支援センターInstagramアカウント運用方針

地域包括支援センターの取り組みなどの情報を発信、相談窓口の周知を目的にInstagramアカウントを運用します。このアカウントを通じての情報発信にあたり、利用者・閲覧者のみなさんに誤解や混乱を生まないように、運用方針を定めます。

### ※Instagram（インスタグラム）とは

写真を撮影、加工し、共有するソーシャルネットワーキングサービス。スマートフォンアプリを通じて投稿・閲覧することができるほか、閲覧のみであればパソコンなどからもできるもの。

#### 1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：インスタグラム
- (2) アカウント名:新田東部地域包括支援センター（草加市社会福祉協議会）
- (3) アカウント ID：shindentoubu.houkatsu

#### 2 ページ運営者

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 介護課 地域包括係

#### 3 対応時間

原則として勤務時間（8時30分～17時15分）に、職員が必要に応じて、不定期に投稿します。なお、この時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

#### 4 コメントへの回答

- (1) 当アカウントへの質問やコメントに対し、原則として運営者から個別の回答はしません。
- (2) 当アカウントでは、新田東部地域包括支援センターの委託元である草加市への意見、質問は取り扱いません。

#### 5 禁止行為

利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、次の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはする恐れがあるとページ運営者が判断した場合には、事前に通告することなく、コメントの削除や利用制限等をする場合があります。

- (1) 公の秩序又は、善良の風俗に反する内容
- (2) 当アカウントの掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容
- (3) 市及び法人や第三者を誹謗・中傷し、名誉や信用を傷つける内容

- (4) 市及び法人を含んだ他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (5) 政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (6) 法律・法令等に違反している、または違反する恐れがある内容
- (7) わいせつな内容を含む不適切な内容
- (8) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- (9) 市及び法人や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (10) インスタグラム利用規約に反する内容
- (11) その他、ページ運営者が不適切と判断した内容

## 6 知的財産権

当アカウントに掲載する個々の情報（写真・文章など）に関する知的財産権（商標権・著作権などのすべての権利）は、社会福祉法人草加市社会福祉協議会に帰属します。また、「私的使用のための複製」や「引用」などと著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を変えず、「引用：新田東部地域包括支援センターInstagram」などと出所を明記してください。

## 7 免責事項

- (1) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、ページ運営者は一切責任を負いません。
- (2) 当アカウントによる投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。
- (3) 当アカウントによる内容や運用方針は、予告なく変更することがあります。

## 8 問合せ

- (1) 当ページに関する問合せ先：新田東部地域包括支援センター（TEL048-932-6775）

## 9 適用

この運用方針は、令和6年5月28日より適用します。